

「札幌市公文書館電話設備借受」 質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所	質問	回答
1	入札告示書 入札説明書	2-(3) 3-(3)	本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。 ⇒このような対応を札幌市が実施した事例はございますか ご担当者様が勤務されてからの記憶で構いません	発注担当課において、該当する事例はありません。
2	仕様書	11-(1)	発注者と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。 ⇒借受期間満了後の物件処分費用（物件の搬出、搬送は除く）を見込むことを意味しておりますか	借受期間満了後に、仕様書11-(7)による買取り又は再リースを行わない場合、借受物品は受注者へ返却しますので、物件処分費用（物件の搬出、搬送は除く）も受注者の負担となることを見込んでください。
3	契約約款	第16条	受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。 ⇒想定としては、機器の欠陥により発注者に与えた事例が該当でしょうか。	機器の欠陥については、物品賃貸業者である受注者の責めに帰すべき事由に該当するか、一概に判断できないため、本条が適用される事例となるかお答えできません。本条が適用される事例として、借受物品の設置作業時に発注者の所有物を破損した場合や、設置作業不良によって、発注者に損害を与えた場合等が考えられます。